

館林市出産・子育て応援給付金事業のご案内

国の施策に基づき、妊婦、子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じ必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を目的とした「経済的支援」を一体的に実施します！

伴走型相談支援

※妊婦、新生児及び産婦に面談を実施

○面談及びアンケート実施時期

- ①妊娠届出時
- ②妊娠7～8か月頃の妊婦訪問時
- ③新生児・産婦訪問時

経済的支援

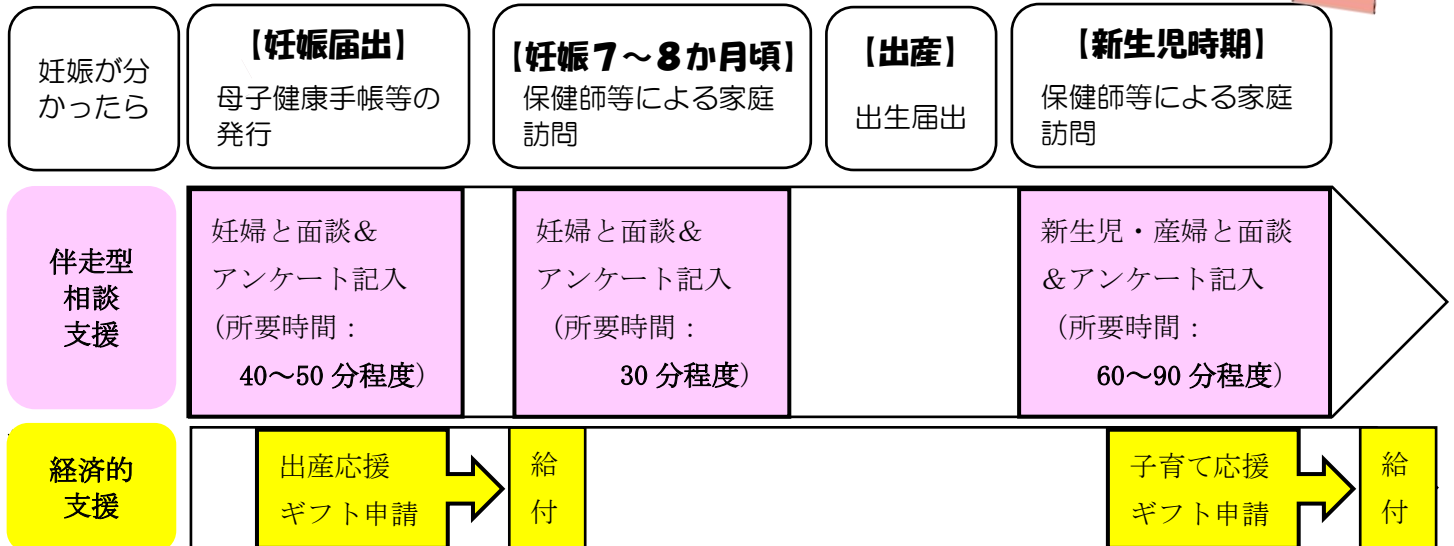
※伴走型相談支援の面談実施後に支給

○支給内容

- ①出産応援ギフト：妊婦1人につき5万円
 - ②子育て応援ギフト：出生児1人につき5万円
- 支給方法：申請時に指定した口座へ振込み



* 支援の流れ *



※経済的支援の希望の有無に関わらず、伴走型相談支援は全妊産婦及び新生児に行います。

〈問合せ先〉

館林市役所 健康推進課 母子保健係（館林市保健センター内）

館林市子育て世代包括支援センター（かるがも相談室）

住所：館林市仲町14-1 電話：0276-80-1152

受付時間：月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日及び年末年始を除く）

なお、妊娠届出は、午後4時15分までにお越しください。



1. 対象 令和5年2月1日以降に妊娠届出をされた妊婦 及び 出生したお子さんの養育者 ただし、申請日時点で本市に住民登録のあるかた

注) 原則、妊婦本人または、出生児の母が申請してください。

注) 上記に該当するかたで、流産及び死産の場合も出産応援ギフトの支給対象となります。

注) 本市に申請する場合、他自治体で受給されていないことが必須条件となります。

2. 申請方法

(1) 申請期限

① 出産応援ギフト：妊娠届出時の面談後に申請

ただし、つわり等で妊婦本人が保健センターに来所できない場合は、妊娠届出後概ね3か月以内に、保健センター窓口または家庭訪問にて面談後に申請を行うものとする。

② 子育て応援ギフト：出産後27日以内に行う新生児・産婦家庭訪問時の面談後に申請

ただし、入院や里帰り等の理由で新生児時期に家庭訪問できない場合は、生後4か月以内に家庭訪問による面談後に申請を行うものとする。

※振込みは申請後2か月程度かかります。通帳記帳にて確認をお願いいたします。

(2) 提出書類

① 館林市出産・子育て応援給付金申請書（面談時に配付及び記入）

② 振込口座を確認できる通帳等の写し

※口座番号・口座名義人（フリガナも含む）を確認できる部分の写し

③ 外国籍のかたは、妊婦、出生児、養育者それぞれの在留カード及び健康保険証の写し

(3) 持参・確認書類

① 申請者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードやマイナンバーの記載された住民票等）

② 申請者本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）※マイナンバーカード持参のかたは不要

③ 該当するかたのみ

他の自治体で妊娠届出や出生届出をし、本市に転入された妊産婦及び乳幼児は、転入前の市区町村で発行された母子健康手帳、未使用の妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・予防接種予診票

* 令和4年4月1日～令和5年1月31日に出産・妊娠届出をされたかた *

館林市出産・子育て応援給付金事業の対象となります。対象のかたには2月上旬に通知発送いたしましたので、必要事項を記載した申請書と提出書類を返送してください。

※詳細については、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s051/kenko/010/20230105131329.html>

